

障がい者雇用開拓・体験実習支援事業実施要領

1 事業の名称

本事業の名称は「障がい者雇用開拓・体験実習支援事業」（以下「本事業」という。）という。

2 事業の目的

県内民間企業の障がい者の雇用の促進、雇用率の向上のため、障がい者の雇用について体験実習を行うことで一歩が踏み出せない企業（事業所）を後押しする。

併せて本事業への協力を通じて障がいのある求職希望者に雇用を前提としない体験実習の場を提供する。

3 事業の支援対象

- (1) 障がい者の雇用を検討する企業（事業所）
- (2) 本事業に協力する障がい者

4 受入奨励金・参加謝礼金等

- (1) 本事業の趣旨に賛同し、障がい者の雇用を前提としない体験実習について受入可能な企業（事業所）（常用雇用者が300人以下に限る。）は、あらかじめ「障がい者雇用開拓・体験実習支援事業受入企業情報登録申請シート」（第1号様式）及び「役員等氏名一覧表」（任意様式）を神奈川県（以下「県」という。）に提出する。
- (2) 県は、(1)の企業（事業所）のうち実際に障がい者の体験実習を受け入れた企業（事業所）（以下「受入事業所」という。）に対し、受入奨励金として別表1に定める額を支給することができる。
- (3) 県は、本事業の趣旨に賛同し、(1)で登録した企業（事業所）（以下「登録事業所」という。）において、県が定めた所定の要件で体験実習に協力した障がい者（以下「参加者」という。）に対し、参加謝礼金として別表2に定める額を支給することができる。
- (4) 県は、参加者を被保険者とする傷害保険及び賠償責任保険に加入し、別表3に定める保険の費用を負担するものとする。
- (5) (2)に規定する受入奨励金、(3)に規定する参加謝礼金及び(4)に規定する傷害保険及び賠償責任保険については、県予算の範囲内において支払うこととし、上限に達した場合には、その旨を県ホームページ等に掲載するとともに障害者就業・生活支援センター等に報告するなど、事業の終了について周知を図ることとする。

5 事業の実施期間

事業の実施期間及び受付期間については、各年度において別に定める。

6 体験実習の期間、内容等

- (1) 体験実習の内容については、登録事業所を運営する企業が設定した内容で実施することとする。

体験実習の期間は登録事業所の営業日で土曜日、日曜日、国民の祝日及び休日（以下「土日等」という。）を除き、連続する2日から10日の間で設定した期間内に実施する。（ただし12月29日から1月3日までを含んだ期間設定はできない。）

また、1日当たりの実習時間は登録事業所の就業時間内において3時間から8時間（休憩については、各登録事業所の就業規則等による。）の範囲内とする。

- (2) 登録事業所を運営する企業においては、体験実習期間における賃金もしくはそれに類する金品を参加者に支給してはならない。

また、この規定に従わず、当該賃金等を支給した場合、本事業における受入奨励金は支給しない。

- (3) 登録事業所を運営する企業においては、体験実習の実施に際し、参加者を雇用する旨の明確な取り決めを行わないことを遵守するものとする。
- (4) 登録事業所を運営する企業においては、参加者の個人情報に関し適切な管理を行うとともに、実習終了後には速やかに廃棄することとする。

7 本事業に参加できない企業（事業所）

次に掲げる企業（事業所）等は本事業の対象とはならない。

- (1) 国、地方公共団体（公営企業体を含む。）の施設、事業所（指定管理者が運営するものを含む。）
- (2) 県外の企業（事業所）
- (3) 常用雇用者が300人を超える企業（事業所）
- (4) 特例子会社
- (5) 就労継続支援A型事業所
- (6) 9（1）イにより神奈川県警察本部（以下「県警本部」という。）へ照会した結果、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）が企業の代表者又は役員に確認された場合
- (7) その他、本事業において6（2）に規定する行為が過去に確認された企業（事業所）等

8 本事業に参加できない障がい者

次に掲げる障がい者は本事業に原則として参加することができない。

- (1) 特別支援学校、インクルーシブ教育実践推進校など学校教育法に定める学校等の在校生
- (2) 体験実習開始時点において在職中の者
- (3) 参加申し込み時点において身体障害者手帳、療育手帳（愛の手帳）もしくは精神障害者保健福祉手帳を所持していない者
- (4) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 国立職業リハビリテーションセン

ター、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構神奈川支部 神奈川障害者職業センター、職業訓練法人神奈川能力開発センター、国立県営神奈川障害者職業能力開発校等の訓練機関の支援計画に基づく訓練を実施中である者

- (5) 県内の障害者就業・生活支援センター、地域就労援助（支援）センター、就労移行支援事業所及び就労定着支援事業所（以下「就労支援機関」という。）を利用していない者
- (6) 本事業において、過去に同一企業（事業所）かつ同一職種の体験実習に参加したことがある者
- (7) 同一の年度内にすでに本事業を利用したことがある者
- (8) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律」等に基づく障害福祉サービス事業所のうち、就労支援機関以外の事業所を利用する者（就労継続支援や自立訓練等）
- (9) 就労支援機関を利用している場合に、当該就労支援機関を運営する同一の法人が運営する事業所において体験実習の参加を希望する者
- (10) 参加を申し出た障がい者が、障がい者雇用に係る就労準備性が整っていないと現に利用する就労支援機関が判断した者
- (11) その他、本事業の利用中に受入事業所に故意に損害を与えたり、体験実習終了後も含め、受入事業所の許諾なく内部情報を第三者に提供したりするなど迷惑な行為を行った者

9 実施方法

- (1) 県障害者雇用促進センターの体験実習推進員（以下「県推進員」という。）が啓発した案件の場合

ア 県推進員は、啓発した企業（事業所）に対し、本事業への参加の意向を確認したうえで、実習開始日の1か月前までに「役員等氏名一覧表」（任意様式）を添えた「障がい者雇用開拓・体験実習支援事業受入企業情報登録申請シート」（第1号様式）を企業（事業所）から受領し、体験実習の内容及び期間等についてあらかじめ企業（事業所）と協議し、内諾を得た情報を、就労支援機関に提供する。

イ 県は当該個人情報の本人の同意を得たうえでアの「役員等氏名一覧表」（任意様式）を県警本部に照会し、神奈川県暴力団排除条例（以下「条例」という。）第10条に定める必要な措置（排除）の対象の有無を確認する。

確認の結果、条例に基づく排除の対象となる企業であった場合、県への登録ができない旨を「障がい者雇用開拓・体験実習支援事業受入企業不登録通知」（第2号様式）により相手方に通知する。

条例に基づく排除の対象外である場合、申請手続を継続する。

ウ 上記のほか、県は、初めて体験実習を受け入れた企業（事業所）から体験実習の終了後に内諾を受けたうえで、県が実施する「障がい者就労サポートシステム事業」の登録者に対し、体験実習の内容及び期間等に関する情報を提供することができる。

エ 県推進員は、本事業への参加の意向を示した障がい者について、現に利用する就労

支援機関からの情報等を確認した結果、8（10）に該当すると疑われる場合は、当該就労支援機関に当該障がい者の就労準備性の確立の有無について確認することができる。

オ 本事業に参加する障がい者が利用する就労支援機関は、参加者及び体験期間等の決定後、実習開始日の2週間前までに「障がい者雇用開拓・体験実習支援事業参加申込書兼アセスメント情報チェックシート」（第3号様式）及び「口座振込依頼書（参加者用）」（第4-1号様式）に口座番号等が確認できる預金通帳の写し等を添付し、県推進員を通じて県に提出する。

カ 体験実習実施期間中の立ち会いや現場における援助は、原則として本事業への参加を申し込んだ就労支援機関の対応とする。

キ 受入事業所及び就労支援機関は、「障がい者雇用開拓・体験実習支援事業実施報告書」（第5号様式、以下「実施報告書」という。）及び受入事業所については「口座振込依頼書（実施受入事業所用）」（第4-2号様式）に口座番号等が確認できる書類の写し等を添付し、体験実習の終了後、直ちに県に提出する。

ク 体験実習の終了時もしくは終了後速やかに、受入事業所、参加者及び就労支援機関との間で、体験の振り返りを行う。

ケ 県は、受入事業所が提出した実施報告書で履行確認し、月内に実施した体験実習について（ただし連続して翌月まで実施した実習を含む。）月毎にとりまとめ、一覧表を作成し、実施した月の翌々月末（土日等の場合翌日）までに、参加謝礼金及び受入奨励金を口座振込依頼書に記載された所定の口座に月毎に振り込む。

コ 体験実習期間において、参加者の体験中（受入事業所までの往復を含む。）に事故による負傷等の損害が生じた場合、県が加入する傷害保険及び賠償責任保険の補償の範囲内で対応する。

（2） 県内の就労支援機関から持ちこまれた案件の場合

ア 県推進員は、障がい者が利用する就労支援機関からの申出により体験実習の受入れを検討している企業（事業所）について、県への登録を希望する情報を共有し訪問するとともに、改めて参加の意向を確認し、実習開始日の1か月前までに、当該企業（事業所）から企業の「役員等氏名一覧表」（任意様式）を添えた「障がい者雇用開拓・体験実習支援事業受入企業情報登録申請シート」（第1号様式）を受領する。

イ 県推進員は、9（1）イに基づく県警本部への照会の結果、条例第10条に定める必要な措置（排除）の対象外であることを確認した場合は、体験実習の内容及び期間等についてあらかじめ登録事業所と協議し、内諾を得た情報を、就労支援機関に提供する。

以下、上記（1）ウ～コと同じ。

10 事故等防止の取組

県は、就労支援機関や受入事業所と連携して、以下に掲げる方法により、体験実習実施中における事故の防止に努めなければならない。

- (1) 県は、就労支援機関と受入事業所との間で実習に参加する障がい者の健康等に関する情報が事前に共有されていることを「障がい者雇用開拓・体験実習支援事業参加申込書兼アセスメント情報チェックシート」(第3号様式)により確認しなければならない。
- (2) 就労支援機関は、参加者の同意に基づいて、参加者の健康等に関する情報を受入事業所と共有するとともに、「障がい者雇用開拓・体験実習支援事業参加申込書兼アセスメント情報チェックシート」(第3号様式)を参考にしながら、体験日当日までの体調の確認の結果について受入事業所に伝えなければならない。
- (3) 受入事業所は、体験実習の開始前に、参加者の当日の体調を実施報告書により確認する。なお、当該参加者が精神状態を含む体調不良等の状況にある場合は、体験実習を実施せずに、その旨を就労支援機関を通じて県推進員に伝達する。

11 留意事項

- (1) 県は、本事業において受入事業所に経費的負担をさせてはならない。
- (2) 受入事業所及び就労支援機関は、体験実習の開始にあたり、雇用の予約とならないように注意しなければならない。

12 その他

受入事業所及び参加者が、国、地方公共団体から本事業と同趣旨での金銭的な支給を受けている場合は、この要領を適用しない。

附 則

この要領は、令和6年5月1日から施行する。